

平成23年8月15日

ファンド名 ザ・イベロ・アメリカ・ファンド・インク
(The Ibero-America Fund, Inc.)
コード番号 (8678)
本店所在地 アメリカ合衆国10105 ニューヨーク州ニューヨーク
アベニュー・オブ・ジ・アメリカス1345
(1345 Avenue of the Americas, New York, New York 10105 U.S.A.)
外国投資証券
問合先 東京都千代田区永田町二丁目13番10号プルデンシャルタワー
東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)
弁護士小野雄作
電話(03)5157-2700

当ファンドの清算および解散が
特別投資主総会で承認された場合の
上場廃止および売買等の日程等についてのご質問と回答

従前よりお知らせしてきた通り、メリーランド州の法人である ザ・イベロ・アメリカ・ファンド・インク
〔当ファンド〕は、2011年8月31日(水)に、当ファンドの清算および解散を議案〔本件議案〕とする
特別投資主総会〔本件総会〕を開催いたします。

本件総会において本件議案が承認された場合、同日が清算計画の効力発生日および清算分
配金の基準日となり、投資主名簿が閉鎖されます。

今後の日程につき、投資主および一般投資家の方々に一層のご理解を深めていただくために、
質問・回答形式で以下のとおりお伝えいたします。

質問1. ファンドが上場廃止になるのはいつですか。

回答1. 本件総会で本件議案が承認された場合、当ファンドは9月1日(木)に大阪証券取引所に
その旨を報告し、それにより9月2日(金)に上場廃止となります。

また投資家の皆様には、承認された旨のプレス・リリースを適時開示し、公表いたします。

質問2. 本件議案が承認されるまでは投資口の売買ができますか。

回答2. 大阪証券取引所における売買は、8月29日(月)から9月1日(木)まで一時停止されま
す。

上記の通り、本件総会で承認された場合には清算分配金の基準日が8月31日(水)にな
ることから、本件議案が承認されることを前提に、分配に係る権利落ち日である8月29日
(月)から9月1日(木)までの間、売買は停止されます。承認された場合、回答1. 記載の通
り、9月2日(金)に上場廃止となります。

質問3. 本件議案が承認された場合の大阪証券取引所での最終売買日はいつですか。

回答3. 本件総会で本件議案が承認された場合、大阪証券取引所における8月29日(月)からの
売買の一時停止後の売買再開はなされないため、8月26日(金)が最終売買日となります。

質問4. 本件議案が承認されなかった場合、売買は再開されますか。

回答4. 本件総会において本件議案が承認されなかった場合、または本件総会が延会扱いとな
った場合、9月2日(金)より売買が再開されます。

本件議案が承認されたか否かにかかわらず、9月1日(木)には売買は再開されませんの
で御注意下さい。

本件議案につき投資主総会が再度開催されることとなった場合、その旨およびその他変
更事項は、あらためてお知らせいたします。

質問5. 清算分配金はいつ支払われますか。

回答5. 清算分配金は、現地において、9月末頃までに支払われることが予定されております。当
該分配金の国内支払日および支払金額は、2011年8月31日(水)における投資主の皆様
に、支払いに際しお送りする支払通知書によりお知らせいたします。

質問6. 清算分配金への課税はどのようになりますか。

回答6. 国内では譲渡益に係る課税の対象となり、また、みなし配当に係る課税の対象となる可
能性があります。

なお、譲渡益に係る課税およびみなし配当に係る課税のいずれも、税務上は、上場株式
等と同じ取扱いとなるとの見解が税務当局より示されております。

清算分配金については、日本の居住者(米国人を除く。)に対する米国での源泉徴収税
は課されません。ただし、経常収入により別途配当金が支払われる場合には、米国での源
泉徴収税が課されます。

【御注意】

- ・ 回答1. から3. および5. 記載の日程は、2011年8月31日に本件総会において本件議案が承

認されることを前提としております。

- 大阪証券取引所における当ファンド外国投資証券の取扱いについては、大阪証券取引所からの通知(8月9日付「ザ・イベロ・アメリカ・ファンド・インク外国投資法人の解散等に伴う「上場廃止日」および「売買の一時停止」等について」)を併せてご参照ください。